

平成 26 年度における財務諸表等の承認の適否に係る評価委員会意見(案)

1 財務諸表関係

区 分	項 目	事 務 局 確 認
法規 準拠性	提出期限は遵守されたか。	6月30日に提出済み。(期限は6月30日)
	必要な書類は全て提出されたか。	地独法、県規則、会計基準に示す書類がすべて提出されている。
	監事の監査報告書において、特に考慮すべき意見はないか。	承認にあたり、特に考慮すべき意見は記載されていない。
表示内容 の適正性	記載すべき事項について、遺漏はないか。	遺漏なし。
	計数は整合しているか。	整合している。
	書類相互間における数値の整合性は取れているか。	書類間の整合性は取れている。

2 剰余金関係

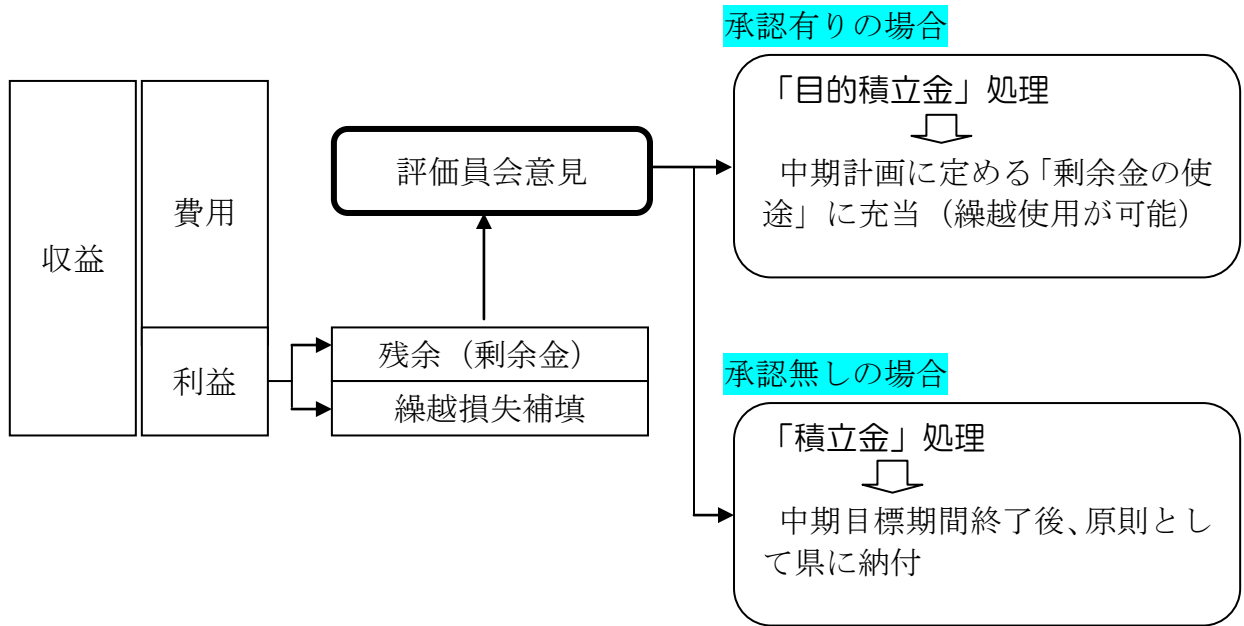
(1) 承認の適否にかかる視点

項 目	事 務 局 確 認
損失の処理が不要であるか。	損失処理は不要。
中期計画全体の進捗状況は、「標準 (B評価)」以上であるか。	中期計画全体の進捗状況は、「順調 (A評価)」である。
年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成 (評点1)」となった項目がないか。	なし。

(2) 自己収入の増加及び経費の効率化に係る法人の具体的な取組

- ① 使用料・手数料等の増収 (効果的な機器導入に伴う機器使用料の増など)
- ② 適切な予算執行の徹底 (物品購入・修繕の見直し等)

【参考：剰余金処分の概念図】



平成27年 月 日

山口県知事 村岡嗣政様

地方独立行政法人山口県産業技術センター
評価委員会委員長 進士正人

意見書（案）

平成27年7月3日付け平27新産業振興第72号により照会のありました地方独立行政法人山口県産業技術センターの平成26年度における財務諸表及び剰余金に関する地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 平成27年6月30日付け平27山産技第135号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった財務諸表については、申請のとおり承認することが適当である。
- 2 平成27年6月30日付け平27山産技第136号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった剰余金については、申請のとおり承認することが適当である。